

貸金業制度の現状と今後の課題等について

1. 信販業界の現状

(1) 信販業界とは

①安定的な収入のある勤労者に高額な耐久消費財を取得可能にする

○後払いにて商品やサービス等を提供する販売信用が主な業務

ex) 個品割賦購入あっせん（ショッピングクレジット・オートローン）

総合割賦購入あっせん（クレジットカード）

②中小小売業者の資金調達の手法の提供と個人消費の下支え

○消費者の信用に基づき与信を行い、販売店に代金を立て替える信用システム

○商品の仕入れに対するクレジットの提供

→ 《参考資料1》

(2) 信販会社の貸金業務

①特長

○クレジット利用者向けの小口かつ短期で、緊急の資金ニーズに対応するものとして提供。「特定多数へのサービス」

ex) クレジットカードに付帯するキャッシングサービス（無担保）

クレジット利用者向けの専用カードによるカードローン（無担保）

○ニーズに応じた低利ローンの提供

ex) 教育ローン、入居保証金ローンなどの目的に応じた証書貸付（無担保）

資金ニーズに合わせた有担保ローン など

②位置づけ

○総取扱高や営業資産残高に占める融資事業比率が業界平均で概ね20%前後で、信販業界を支える事業の一つ

→ 《参考資料2》

2. 貸金業制度を取り巻く課題

(1) 貸金業規制法第17条・18条書面と第43条の実効性

① みなし弁済規定

- 下記3要件を満たした場合、利息制限法の上限金利を超えたとしても有効な利息の弁済とみなされその受領が認められている
 - ・ 債務者が利息として任意に支払う
 - ・ 貸金業者による法第17条に規定される書面の交付
 - ・ 貸金業者による法第18条に規定される受取証書の交付

② 問題点

- 17条書面の記載、18条書面交付の記入不能、困難さ
 - ・ 法律の規定が証書貸付や持参払い形式を前提としているため、ATMによる貸付・返済、リボルビング方式による取引返済に対応できていない
 - ・ リボルビング方式では、返済期間及び返済回数概念がないので17条書面への記載ができない
 - ・ 銀行ATM取引の場合における貸金業者の17条書面の交付義務の困難さ
→ 《参考資料3 下段》

○ みなし弁済が認められる条件が不明確

- ・ 口座振替返済（第18条2項）を適用した場合において、みなし弁済規定の適用条件を満たすか否か不明確である

○ 法第43条の適用が近時厳格化

- ・ 43条の適用が認められにくいため、一旦計上された収益が将来予測し得ない返還請求を受ける可能性があり、経営上の安定化を損なう恐れを有している

③ 書面交付に関する課題

○ 貸金業規制法第17条、第18条の見直し

- ・ 包括契約によるATMによる取引の場合は、契約時に17条書面を交付しているが、証書貸付と同様に、貸付の都度すべての17条関係事項を再交付する必要があるのか

（カード交付時に交付した約款や利用手引きがあるので、借入時のジャーナル、請求時の利用明細と分割して、交付しても17条の趣旨は満たすのではないか）

→ 《参考資料3 対比表》

- ・ リボルビング方式の場合に、返済期間や回数など性質上記載できない項目でも、17条の書面交付が課されている点は見直しする必要があるのではないか

○みなし弁済規定の適用条件

- ・口座振替・銀行振込による弁済（第18条2項）は、弁済記録が明確なため、みなし弁済規定の適用条件を満たすものとされていたのではないかと
→ 《参考資料4》

(2) 利息制限法・出資法におけるみなし利息の定義の格差と実態の乖離

①みなし利息の定義の相違

- 利息制限法：契約締結費用及び債務弁済費用はみなし利息に含めない
- 出資法：契約締結費用及び債務弁済費用を含めすべての徴収額がみなし利息に含まれる

②問題点

- 表示における業態間の差の存在
 - ・融資金振込費用ATM使用料など明らかに貸主が取得しない費用でも、貸金業者が徴収すると、すべてはみなし利息とされ、貸金業法上実質年率表示に含めなければならず、銀行等との表示と大きな差が出ている

③課題

- 出資法における利息の定義
 - ・利息とは、元本使用の対価で貸付額と貸付期間に比例して支払われる金銭のことであるという考え方をベースに、「みなし利息」の定義を再検討する必要はないか（少なくとも契約締結費や債務弁済費は含めない）
→ 《参考資料5》

(3) 貸金業法の書面のIT化

①現状

- 貸金業法では、交付書面のIT化が認められていない

②問題点

- クレジットカードにおけるIT化が、実質不能
 - ・カードショッピングには割賦販売法により、電子的手段を用いた書面对応が認められている一方、同じカード利用であるカードキャッシングには電子的手段を用いた書面对応が認められていないため、実際のカード請求書の電子化が阻害されている

③課題

○ユーザーニーズに合ったIT書面のあり方

- ・貸金業規制法17条の書面交付に電磁的方法を追加し、利用者がメールでの受け取り、HPでの閲覧、検索等利便性のある選択肢を提供すべきではないか

(4) その他の課題について

①現状

○一律な業務規制の存在

- ・小規模、相対、証書貸付を念頭においた業務規制
- ・遵法意識に欠ける者、違法業者を含め、混在した法規制

②問題点

○規制内容が各業態の実態に合わない

- ・貸し手の業態、対象、企業規模及び融資の金利や貸付額、借り手の属性や規模にかかわらず、一律の規定がなされている
- 多重債務問題の根本的解決がなされていない

②課題

○多様化した業態を考慮した業法の見直しの実施

- ・業態や企業規模等を考慮した業法体系を検討すべき時期にきているのではないか

○違法業者・ヤミ金業者の刑法での取締

- ・遵法意識に欠ける者を基準とした刑罰的規制法と健全な業者向けの資金ニーズに柔軟に対応できる法とを分離して、整備する必要があるのではないか

○信用社会における多重債務抑制のための環境整備

- ・学校教育及び社会教育を含めた消費者啓発の推進の必要性があるのではないか
- ・債務者の心理的ケアを含めたカウンセリング制度の導入の検討し、債務整理、破産等にカウンセリングを前置することも検討すべきではないか
- ・業態別に個人信用情報機関が存在し信用情報の相互交流が限定的であり、与信業者が顧客の信用力をトータルで把握できないため、図らずも結果的に過剰与信となってしまうたり、無用な貸倒費用を生じ顧客への利益還元が困難になっている面がある。多重債務問題を解決するためには、消費者の理解など必要な条件を整えた上で、信用情報の一層の相互交流を可能とすることを検討してもよいのではないか

以上